

憂慮が深まっていると共に、争議による社会保険の給付への影響も問題となっている。

例えば疾病、年金、失業各保険は、ストないしロックアウトが3週間をこえないときはそのまま継続されるが、この間賃金支給義務は停止されている。報酬支払い義務が停止されるため、使用者も被用者も社会保険の拠出をする要がないことになる。この規定は疾病保険においては被保険者の給付請求になんら影響を及ぼさないが、年金保険の場合には、ストライキないしロックアウトの期間は拠出欠落期間として、後になって算入されないため、この期間が問題になる場合も出てくる。

もし労働争議が3週間以上続くと、第4週の初めから社会保険の全部門について保険は終了することになる。ただし疾病保険は一定の条件の下にさらに3週間存続する。もっとも任意継続保険として、被用者が単独で拠出すれば、疾病保険も年金保険も継続される。失業保険の場合はこれはできない。

被用者がストライキで企業が完全にストップしている間に病気になったときは、賃金継続支払いの権利はない。ストライキ開始前に労働不能になっていても、争議期間中はこの権利はないのである。もっとも疾病金庫はいずれにせよ疾病手当を支給する。ストライキ終了後賃金継続支払い期間はストライキ日数分だけ短縮されることは、連邦労働裁判所の判決(AZ: 5 ARZ 491/72)で規定されている。ただし企業が全面的に休止しなかったときは、就業者がそれまでに既に病気で労働不能であった場合、もしくはストライキ開始後に病気になったが、それまでに労働争議に加わっていない場合、賃金継続支払いの権利を保有する。

ストライキ、ロックアウト期間中は失業手当の請求権はない。こうして手当を支給することで労働争議に干渉することになるからである。被用者がストライキに参加しないが、労働争議のため失業した場合も、基本的には同様である。

Süddeutsche Zeitung, 5. Dezember 1978.

労相 Ehrenbergは労働時間短縮問題に関連して年末の記者会見でこれについて立法の意図のないことを明らかにすると共に、労働時間の短縮を問題にするなら、就学義務の延長及び年金受給開始年齢の低下による生涯労働時間の短縮も問題にしなければならないと述べ、さらに第21次年金調整法と医療費節約法の効果があがって、疾病保険への被保険者の拠出が少なくなるとの期待が生まれている、と告げた後、年金調整の方式について次のように語った。

年金調整方式は、1984年に婦人の経済保障規定及び遺族援護の改正により、細部の点では1957年の年金改革と同じようにはならないが、方式の基礎は将来も1957年の規定で、現在の調整規定とは異なる。つまり現在は3年間特別措置をとって調整をとっているのを、1982年にもとに戻して、84年から以前のような総賃金と関連した方式に復帰する予定であるというのである。

Süddeutsche Zeitung, 20. Dezember 1978.

(安積鏡二 国立国会図書館)

西ドイツの人口問題

(西ドイツ)

ドイツ連邦共和国の人口は現在6,140万で、うち400万が外国人である。紀元2000年にはこれが5,600万(外国人は400万人近く)に減る。2030年までだと推測はまちまちで、パーゼル予測株式会社は4,600万(ドイツ人のみ)と予測し、連邦内務省は3,900万とみている。

この予測に対する一般の反応は非常に様々であり、学問的にもこの問題はそれほど明確にされているとは言い難い。ミュンヘンIFO経済研究所では1978年秋各界の専門家を招いて3日間討議したが、結論は両極端があって、一方は

人口増は福祉に有害であると主張するに対し、他方は逆に福祉を上昇させると述べる有様で、今までの所支配的な結論は出ていない。

人口減少は、子供の数が減ると貯蓄傾向が強まり、需要が減少するため、市場に影響を及ぼす、ともいわれるが、こういった予測はすべて長期的には検証されていない。

一般的に言えることは青少年向きの市場から老人向けの市場に変ることで、1人当りの所得が高まることから、高価な品物への需要が増え、また出生数の低下は教育予算の向上が要求されるようになる。

ドイツの人口が既に減少の傾向があるといっても、1990年までは勤労生活に入る人の方が、同時に出てゆく人よりは100万以上増える。その後は出生数が減少し、2000年までに再び1975年の状態に下がり、さらに2020年までにもう400万人減少することになる。

労働力の需要は経済成長の規模に依存するが、Wolfgang Klauderによると、年平均増加率はコンスタントに3.5%である。経済成長が1%増えるか減るかすれば、労働力需要は年10万人増えるか減るかする、という。もっともそれほど密接な関係があるかどうか疑問視する者もある。

ドイツ経済研究所では青少年数の変動が学校建設や教師養成等教育に重大な問題があることを指摘している。

とりわけ大きな問題は年金の長期的財政の予測で、就業者が低下し年金受給者が増えると、負担が大きくなる点である。予測会社の調査だと2030年には従来の18%の拠出率が41%になるという。Horst LöweはI F O研究所を引用して、代案として出生数の増加または子の無い者の年金保険への補償支出による負担の分割を提案している。さらに彼は拠出率を段階づけて、子が増えれば増えるほど拠出を低くすることも提案している。またさらに年金を拠出とは切り離して、その財源として税金を高くするようとの提案もある。こうすれば一般とは別の制度になっている公務員も年金保険の財源に関与することになる。このように様々な提案があるが、いずれも財政技術に関するものばかり

で、比較的少数の就業者が増加する年金受給者を養わねばならない、という根本的な問題は依然として残る。

子供をもっと生むように促がすことが果して可能かどうか、ということはなかなか疑問であるが、それよりもどうすれば生むのを増やすことができるかが先ず問題である。そしていずれにせよ出生促進政策には莫大な金がかかる。すべての子に月200マルクを支給する児童手当は、今の児童手当の水準からみると210億マルク余計にかかり、とても長くは続けられない。

ドイツ家族連盟は1974年10月平均的生活水準の場合に子1人の平均費用は470マルク、1976年だと526マルクと計算している。親の一方が養育に専念しているすべての家族が養育手当を受け、そのほか低利の家族貸与が与えられるとすると、それだけですぐ400億マルクに達しよう。

ドイツ学術調査が出生促進措置の効果について562世帯にアンケートして317の回答を得たところでは、一部の親(比較的高収入)では家族援助が改善されても子の数は増えないといえるが、一方、ある程度援助があれば、非常に費用がかからない限り、出生数が増える親もあるだろう、としている。

いずれにせよ出生増による人口増加は非常に困難であるのみならず、その結果に対しては極端に相反する評価がなされている。

Süddeutsche Zeitung, 23. Dezember 1978.

(安積鋭二 国立国会図書館)